

審議（会議）結果

審議会等名称 令和7年度第2回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会
開催日時 令和8年3月6日（金）10：00 ～ 12：00
開催場所 Web会議システム（事務局：新庁舎12階県土整備局大会議室）
出席者 志賀 裕朗【委員長】
勝地 弘【委員長職務代理者】
石津 寿恵
田中 稲子
村瀬 景子
次回開催予定日 令和8年9月（予定）
所属名、担当者名 県土整備局事業管理部県土整備経理課入札制度グループ 大井
会計局調達課調達グループ 重田
掲載形式 議事録
議事概要とした理由 ー

審議（会議）経過

1 抽出事案の審議

（1）随意契約（一般委託）「令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金交付に係る事務等業務委託」（産業労働局）

<抽出理由>

【村瀬委員】

プロポーザル方式の実施状況を確認したい。また、金額が高く、一者のみの提案で落札率も高いため状況を確認したい。

【資料に基づき産業労働局から説明】

<質疑>

【村瀬委員】

金額には中小企業者に交付されるものは含まれておらず、すべて事務費なのか。
また、過去にも同様の事業は行われているのか。

【産業局】

金額は事務委託の費用のみ。令和6年度から実施している。

【村瀬委員】

令和6年度は今回と同じ受注者なのか。

【産業労働局】

同じ受注者。

【村瀬委員】

そうすると今回は1から設計をする必要はなかったのではないか。

【産業労働局】

あくまでも単年度契約のため、1 から提案いただきプロポーザル方式で決定をした。

【村瀬委員】

令和6年度の金額はいくらか。

【産業労働局】

およそ2億3,500万円。

【村瀬委員】

中小企業診断士は専従なのか。

【産業労働局】

補助金には要件審査と事業有効性審査があり、中小企業診断士には事業有効性審査をお願いしている。固定ではなく、単価として1件当たりいくらという形で支払っている。

【村瀬委員】

見積金額はおおよその審査件数を見込んで計上しているのか。

【産業労働局】

そのとおり。

【村瀬委員】

令和6年度は複数の提案があったのか。

【産業労働局】

令和6年度については、参加意思表明書の提出が4者からなされたが、そのうち1者より企画提案書締め切り前に辞退の申し出があったことから、提案書が提出された3者で審査会を開催した。

【村瀬委員】

審査会の委員はどのような方か。

【産業労働局】

神奈川県商工会連合会の事務局長、公益財団法人神奈川産業振興センターの事務局長、神奈川県中小企業団体中央会の事務局長、産業労働局中小企業部長の4名。

【村瀬委員】

見積金額の妥当性についてはどうか。相見積もりを取っているのか。

【産業労働局】

相見積もりは取っていないが、業務内容や委託料の上限額は公表しており、その範囲内で事業者から提案があったもの。また、妥当性については、有識者で構成される審査会の審査項目の一つとなっているので、その項目を含めて条件を満たす評価がなされたものであり妥当と判断している。

【石津委員】

令和6年度と同じ受注者ということだが、付加価値額年率平均1.5%以上の増加や人件費の要件を満たす事業者に適切に補助金が交付されたのかといったところも確認できているのか。

【産業労働局】

売上高報告として決算書類等を提出いただき、付加価値額が増加しているか等を確認している。ただ、あくまでも3年後というところに基準を置いているので、正確な結果は3年後にならないと分からない。

【石津委員】

来年度以降も続いていくこともあると思うので、受注者が同じ場合には、過去の実績や経過も確認した方がよいと思う。

また、付加価値額の年率平均 1.5%以上増加について、付加価値の捉え方もたくさんあると思うので、どういう計算で考えているのか伺いたい。補助金が付加価値をどの程度生んだのか、直接結びつくものなのか。

【産業労働局】

過去の実績については審査項目にも入っているので、委員にきちんと見ていただいている。

付加価値額の目標値がこの補助金によって達成されたものなのかどうか、社会情勢や経営環境もある中で、補助金をもらったから付加価値が向上したとは言い切れない部分は確かにあると思う。ただ、この補助金に関しては、設備導入をすることで自らの生産性を向上させ、それによって付加価値額を年率平均 1.5%以上向上させていくという事業計画を申請時に立てていただき、それに基づいて事業実施をしていただき、その結果どうだったのか、翌年度以降の売上高報告として決算書類等で確認している。

【石津委員】

因果関係については、難しいことは私もよく承知しているところではあるが、契約の際に意図したところが実現できているのかというところをしっかりと見ていただきたい。

【勝地委員】

システムの操作は受注した業者が実施するのか。

【産業労働局】

電子申請システムは、申請者が申請等をする際に使用するもの。システムの構築は委託事業者が行い、使用するのは申請者。

【勝地委員】

単年度業務ということだが、今年度は昨年度と同じ業者ということで、例えば、システム開発・構築費等の費用は発生しないと思うが、そこはどうか。

【産業労働局】

令和6年度は、「e-kanagawa」を使っていたが文字化け等の不都合が起きたので、令和7年度から電子申請システムの開発を仕様に盛り込んだため、費用は掛かっている。

【村瀬委員】

これは例年繰り返されていくことが想定される事業なのか。見積書の半分以上が人件費であり、例年継続していくとなると、これだけの人件費が毎年発生する事業となるのか、それとも運営が円滑化され、中小企業の皆さんに広く行き渡った後は、県の従前からある中小企業支援課や産業振興センターといったところに移行していくことが想定される事業なのか。今回、落札者が人材派遣会社だったので、今後の運営について、もし予定されているところがあれば伺いたい。

【産業労働局】

令和8年度も予算は計上している。人件費が高いことについて、かなりの件数をさばいていただくことになるので、人件費はどうしても掛かってしまう。この事業がこの先々どうなっていくのかというのは、年度年度で制度設計をやっていくので、今見通せるものではない。ただ、未来永劫続いていく県の事業はあまりなく、その時々状況に応じてどこかで形を変えるということも十分考えられる。そのため、今後、もしかしたら県でやる、あるいは違う団体がやるということも可能性としては考えられると思う。

【村瀬委員】

どうしても1年目は申請する側も不備があったりすることが多いかと思うが、だんだん行き渡るとそういうことも減っていくこともあるのかなと思った反面、かなり人件費が高く計上されていたので気になった。

(2) 一般競争入札(物品)「通信機器」(教育局)

<抽出理由>

【村瀬委員】

落札金額が大きく、応札者1者となった理由を確認したい。

【資料に基づき教育局から説明】

<質疑>

【村瀬委員】

この「通信機器」は高校の中でインターネット等を安定的に使用できるようにするための設備や機器の導入であり、高度な特殊な技術を必要とするようなものには見受けられなかった。ただ、一括してやるとなると大企業しかなかなか応札できないだろうというところも想定できる。入札の競争性や透明性を確保するために、もう少し小分けにして発注するなど、そういった工夫はできなかったのか、教えていただきたい。

【教育局】

本事業は県立学校43校に通信機器を納入し、その納入にあたって設置工事作業を行うというもの。それなりの規模の案件のため、これを実施できる事業者が多いわけではないと推察している。ただ、令和6年度も同等規模の調達を行っており、その際は、2社から応札があったため、必ずしも1社でしか対応できない調達ではなかったと考える。

分割することもできるといったご指摘だが、例えば、地区を分けて分割することも考えられるが、通信機器の導入に伴い、学校のネットワークがつながらなくなる時間がどうしても生じてしまうので、学校の授業や行事予定を考慮する必要があるため、7月後半から1月前半ぐらいまで、およそ6箇月という長期の作業期間を設けている。学校と調整をするということを考えると、仮に1つの事業者で3チーム組んでこの事業を遂行する場合と3事業者が1地区ずつやる場合、日程調整等、前者の方が融通が聞くといいところもあり、1つの調達として実施した。

【村瀬委員】

予定価格はどのように決めたのか。

【教育局】

令和7年度は6年度に実施した事業者がよく分かっていると思うので、その事業者の

みから見積りをいただき、それに基づいて予定価格が決められた。

また、この事業の入札の前提条件として、学校という特性を分かった上で受注してほしいという意図から、国や地方公共団体の学校において同等の実施経験があること、という条件を設けたが、それほどきつい条件ではないと考えている。

(3) 随意契約（一般委託）「更新時講習及び原付講習業務委託」（警察本部）

<抽出理由>

【田中委員】

法定による公安委員会が指定した者と随意契約をするということだが、指定した経緯を補足いただきたい。

【資料に基づき警察本部から説明】

<質疑>

【田中委員】

高額で今後も随意契約となる可能性が高いと思うので、契約単価・執行予定額設定の妥当性をどのように判断しているのかということと、予定価格の内訳の妥当性を検討するプロセスがあるのかを教えてください。

【警察本部】

更新講習の実施回数は、令和7年度の運転免許更新対象者数を抽出して、次にこの対象者数に過去の講習区分別の比率を乗じて、講習区分ごとの対象見込人数を算出して、この見込人数を講習区分ごとの1回あたりの平均講習者数で割った数を実施見込回数としてそれぞれ算出している。また、原付講習については、平日必ず1回実施することから、令和7年度の平日日数から算出している。税込単価は設計の段階で都道府県職員の給与費単価をもとに、講習時間分の人件費単価並びに物件費を算出して、設計をしている。県交通安全協会(受注者)が示す単価とは若干差異はあるが、総価契約であり、その額が収まっているので、こちらで契約をした。

【田中委員】

随意契約の相手方が提出した予定価格の内訳を確認するプロセスはあるということか。

【警察本部】

設計額との乖離はあるが、それぞれの単価の計算は県交通安全協会にまかせている。その金額が予定価格内であれば契約が履行できると判断をしており、それは妥当性があると判断している。

【勝地委員】

講習を行うということで、そういった能力を有する団体しか受注できないと思うが、入札条件に適合する業者・組織は今回の相手方である県交通安全協会以外にも存在するのか。

【警察本部】

本講習を受託する業者は道路交通法施行規則に定められていて、交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものを対象としている。

現時点で他に手が上がらないということは、その設備や体制を持っていないもしくは興味がないということかと思う。

【勝地委員】

それであれば広く門戸を開く必要があるのか。

【警察本部】

毎年公安委員会がこの条件で入札参加認定を取る必要があるので、毎年必ず1回、新規参入業者について1箇月間の公募を行っている。毎年公募するものの、新規参入の手が上がりませんという結果となっている。

【勝地委員】

年度ごとの業務なのか。

【警察本部】

募集自体は毎年行っているが、一度認定されればそれ以降は再度申請をする必要はない。

【石津委員】

受注する団体も決まっているということは、予定価格も公表しているのか。

【警察本部】

はい。(予定価格は情報公開請求されれば開示されるので公表と勘違いした。)

【石津委員】

勝地委員も話されていたが、こうした契約業務をやること自体に労力とコストがかかると思うが、全国的にこうした形でやることになっているのか。

【警察本部】

講習自体は道路交通法に基づき必ず行わなければいけないので、それを自前でやるか委託で行うか、どちらかで全国対応している。

【石津委員】

事業はもちろんやらなければいけないと思うが、入札という形でやらなければいけないものなのか、費用対効果はどうなのか、というところを感想として持ったところ。

【警察本部】

他に契約方法があるのか不明であるため、持ち帰って検討したい。

(4) 一般競争入札(工事)「(県土経1-6)歴史博物館照明設備改修工事」(県土整備局)

<抽出理由>

【村瀬委員】

落札率が100%に近く、契約金額が大きい。

【資料に基づき県土整備局から説明】

<質疑>

<質疑>

【村瀬委員】

入札調書を確認すると、二者が入札に参加しており、そのうち一者が最低制限価格未満で失格となっている。この最低制限価格は予定価格から一定の割合で決められているのか。それともランダム係数などを用いて調整される結果、最低制限価格が変動する仕

組みなのか。また、予定価格は、発注書や公表されている単価を基に、業者がほぼ正確に計算できるものなのか。質問の趣旨としては、今回の入札では、一者が予定価格とほぼ同等の金額で落札し、もう一者は最低制限価格を約6万円下回って失格となった。その結果、3,000万円程度高い金額で応札した業者が落札者となっている。この状況を入札の経済性の観点からどう評価するかということ踏まえ、予定価格や最低制限価格について業者がどの程度正確に把握できるのか教えてほしい。

【県土整備局】

予定価格について、設計金額を基に入札執行権者が端数処理程度の極めて小額を調整して設定するもの。そして、設計金額を算出する際に適用する積算基準や単価を公開している。そのため、業者は設計金額をほぼ正確に算出することが可能。予定価格は設計金額から端数処理程度の極めて小額を調整したものであるため、業者は予定価格をある程度類推することが可能である。

最低制限価格については、入札説明書に記載されている「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」に基づき、具体的な算出式が公開されている。そのため、最低制限価格についても業者はある程度類推することが可能。

通常、落札意欲が高い多数の業者が、最低制限価格近辺での価格で応札する傾向にある。今回は二者しか応札がなく、結果的に、最低制限価格を下回った落札意欲が高い業者は失格となり、予定価格に近い金額で応札した業者が落札者となった。現在、人材・技術者不足や資材価格の高騰などの影響で、入札には参加するものの、本気で落札を目指す業者が減少している状況がある。そうした背景から、予定価格近辺で応札する業者も増えているのではないかと考えている。

【石津委員】

私も応札者が少ない理由について、この工事が特殊であったりするのかなど考えたが、今回は三者による特定建設工事共同企業体という形式がハードルを高くしているのではないかと感じた。資料を確認すると、等級格付けに合致する三者を組み合わせる形態となっている。この三者による共同企業体という形式を取られた理由について教えてほしい。また、共同企業体を組む際、者数だけではなく、規模の異なる業者を組み合わせるといった条件になっているのか。

【県土整備局】

設計金額の規模に応じて、単独企業や共同企業体などの形態を設定する基準がある。今回の三者による共同企業体もその基準によって設定された。そして共同企業体を組む際は、総合点数など規模の異なる業者が組むことを条件として発注している。

また、三者による共同企業体という形式が応札者数を減らした要因ではないかということについて、電気工事全般において応札者が少ない状況が続いている。

例えば、本年度に住宅営繕事務所で実施した電気工事では、5件が参加申請や応札者がなく、入札中止又は入札不調となっており、電気工事の分野全体で応札者が減少している状況にある。また、他自治体などでも発注する工事が多くあることもその要因の一つと考えている。

(5) 随意契約（工事系委託）「(随営 3)平塚合同庁舎新築工事設計業務委託」（県土整備局）

<抽出理由>

【田中委員】

高額であり落札率が99%であるため、随意契約となった経緯について詳細に確認をしたい。

特に「委託業務の一貫性の確保等の観点」を具体的に教えていただきたい。

【資料に基づき県土整備局から説明】

<質疑>

【石津委員】

今回の庁舎新築工事に係る手順と契約のタイプについて、まず簡易公募型プロポーザル方式によって新築工事に係る調査設計業務委託の受託者の選定が行われ、次に新築工事に係る設計業務委託については随意契約が行われているが、この両業務は関係性があり一体性を保持するため、同一業者が担当することになったという理解でよいか。また、一般的にも、新築工事に係る調査設計業務委託を受けた業者が、設計業務委託も受けるという形で一体化されているという理解でよいか。そして、次の段階では工事が行われると思うが、その工事業者については一般競争入札などが実施され、これまで携わっていた業者に限らず、多数の会社が応札し、その中から選定されるというスキームになるのか。

【県土整備局】

その通り。今回については、一貫して業務を行う必要があるため、随意契約としている。一般的にも設計業務については委員のおっしゃる通り。工事については設計業務とは対象業者が異なるが、実際に工事に入る段階で、工事業者を対象とした入札を実施する形になる。

【村瀬委員】

随意契約の基準について、原則、指名競争入札や一般競争入札で行うべきだと思うが、例外的に随意契約が認められる場合があるという理解でよいか。提出資料に記載された例外規定について、具体的な判断基準を教えてください。また、随意契約が認められないことがあるのかどうかも教えてください。

【県土整備局】

資料には一者随意契約で受託者を決定することができる業務の一つとして、「委託業務の一貫性の確保及び著作権の保護等の観点から、同一の設計者が一貫して業務を行う必要がある場合」と規定されており、それを適用している。随意契約を実施する際には、発注事務所単位でその妥当性を判断し、条件に該当する場合に限り、随意契約を行っている。

【村瀬委員】

他にも随意契約が多く見られる状況なので、今回の判断基準をもう少し具体的に教え

てほしい。例えば、特殊な設計や高度な技術が必要な場合には理解できるが、本件は、件名や資料を見る限りそうではないように思われる。

【県土整備局】

本案件では調査設計の段階から一貫した調整が求められる業務だった。特に今回の工事区域には旧軍事施設の埋設物があるなど特殊な条件があり、設計構造について調査設計から基本設計・実施設計まで一貫して業務を行う必要があった。環境セクションとの調整も含め、随意契約が妥当と判断した。

(6) 一般競争入札(工事)「(県土経1-8)高相合同庁舎新築工事(建築-第2工区)」(県土整備局)

<抽出理由>

【田中委員】

高額であり、応札者1、落札率99%であることから、入札状況を確認したい。

【資料に基づき県土整備局から説明】

<質疑>

【田中委員】

入札業者の入札価格に関する内訳について、事前にその金額の内訳を審査しているのか教えてほしい。

【県土整備局】

細かい内訳について、基本的に事前審査は行っていない。入札は、入札書に示された総額で実施している。一部、事後審査を行うことはある。

【田中委員】

事後審査について具体的に教えてほしい。

【県土整備局】

通常、最低制限価格以上で予定価格以下の金額を提示した業者を落札候補者とした上で、その中で最も低い金額を提示した業者を第一候補とする。その業者の内訳書やその他の資料について事後審査する。

審査の結果、不備がある場合やその他の要件を満たしていない場合は、次の候補者の審査へ移る。入札説明書に資格要件をすべて提示しているので、入札に参加する業者は基本的に資格要件を満たしていると考えているが、最終的に、その要件をすべて満たしていることを確認した上で落札者として決定している。

2 令和7年度上半期神奈川県政府調達の実績について

【資料に基づき会計局から説明】

3 入札・契約手続の運用状況等について

入札・契約方式別発注状況等について
指名停止の状況について

【資料に基づき会計局及び県土整備局から説明】

4 その他（報告）

次回開催日と当番委員の確認

以上